



宮 崎 県 公 報

令和3年3月1日(月曜日) 第 184 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

○宮崎県公報発行規程の一部を改正する告示…………… (総務課) 1	頁
○個人事業税の申告に係る期限の延長…………… (税務課) 1	
○指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1	
○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 2	
○民有林の保安林の指定…………… (“) 2	
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (3件)) ……………… (“) 2	
○道路の供用の開始…………… (道路保全課) 3	
○道路の占用を制限する区域の指定…………… (“) 3	
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 4	

公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出 (2件) …… (商工政策課) 4	
○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市 町村の意見…………… (“) 5	
○技能検定 (前期) の実施…………… (雇用労働政策課) 5	
○技能検定 (随時実施2級) の実施…………… (“) 7	
○技能検定 (随時実施3級) の実施…………… (“) 8	
○技能検定 (基礎級) の実施…………… (“) 9	
○土地改良区の解散…………… (農村整備課) 10	
○土地改良区の清算人の就任の届出…………… (“) 10	
○宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する 計画の変更…………… (水産政策課) 10	
○公共測量の終了の通知…………… (管理課) 14	
○二級建築士試験及び木造建築士試験の実施…………… (建築住宅課) 14	

告 示

宮崎県公報発行規程の一部を改正する告示をここに公表する。
令和3年3月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 150号

宮崎県公報発行規程の一部を改正する告示

宮崎県公報発行規程 (平成8年宮崎県告示第1076号) の一部を次のように改正する。
別記様式第2号及び別記様式第3号中「㊟」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に存する改正前の宮崎県公報発行規程の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

令和3年3月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定地域 宮崎県全域

宮崎県告示第 151号

地方税法 (昭和25年法律第 226号。以下「法」という。) 第20条の5の2第1項及び宮崎県税条例 (昭和29年宮崎県条例第19号) 第22条ただし書の規定により、次に指定する地域に主たる事務所又は事業所を有する者に係る令和3年度の法第72条の55第1項及び第2項に規定する個人の事業税の申告に係る期限については、年の中途において事業を廃止した場合を除き、令和3年4月15日まで延長する。

宮崎県告示第 152号

児童福祉法 (昭和22年法律第 164号) 第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定をした。

令和3年3月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4552000343	ひなたかれっじ都	児湯郡都農町大字	株式会社TT	広島県広島市南区	令和3年3月1日	放課後等デイサ

	農	川北1219番地8		宇品西六丁目1番 28号ポレスター宇 品アクアテラ 702	ービス
--	---	-----------	--	-------------------------------------	-----

宮崎県告示第 153号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字熊ノ谷5981-1、5983、5984、5985-1、5987-1、5989-1、5990、5995、5997、5998-1、5998-2、5999-1、5999-2、6000、6002、字向尾立6156、6157、6160、6181、6193、6194-2、6200、6201、6205、6209、6210、6213

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 154号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日向市東郷町山陰字太田乙2554-1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに日向市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 155号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和3年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 都城市・東臼杵郡椎葉村（以上一市一村については次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種を定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 都城市・東臼杵郡椎葉村（以上一市一村については次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

東臼杵郡椎葉村（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

三(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 都城市（次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び関係農林振興局並びに関係市役所及び椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 156号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和3年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 延岡市・東臼杵郡椎葉村(以上一市一村については、次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種を定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 都城市・延岡市・児湯郡新富町(以上二市一町については、次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
延岡市・児湯郡新富町(以上一市一町については、次の図に示す部分に限る。)
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び関係農林振興局並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第157号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和3年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種を定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡椎葉村(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

三(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 児湯郡西米良村(次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び関係農林振興局並びに関係村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第158号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年3月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
28	県道	日南高岡線	宮崎市高岡町上倉永八久保国有林213林班こ小班から同市同町上倉永八久保国有林213林班こ小班まで	令和3年3月1日

宮崎県告示第159号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和3年3月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	日南高岡線	宮崎市高岡町上倉永八久保国有林 213林班こ小班から同市同町上倉永八久保国有林 213林班こ小班まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年3月1日

宮崎県告示第 160号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
西都市	横平	23-1	地滑り
	征矢抜	23-2	地滑り
	登内	23-3	地滑り
	上原	23-4	地滑り
	古野	23-5	地滑り
	元村	23-7	地滑り
	中尾戸崎	23-8	地滑り
	椎原	23-14	地滑り
	小野	23-23	地滑り
雷野	23-22	地滑り	

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県西都土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和3年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルイチの宮店
宮崎市一の宮町64-2
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルイチ 代表取締役 高木大
日向市江良町四丁目 110番地3
- 変更した事項
大規模小売店舗の名称
（変更前）（仮称）マルイチの宮店
（変更後）マルイチの宮店
- 変更の年月日
令和3年2月16日
- 変更する理由
店舗名称変更のため
- 届出年月日
令和3年2月16日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
令和3年3月1日から令和3年7月1日まで
- 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
(2) 期間
令和3年3月1日から令和3年7月1日まで
- 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和3年3月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルイチの宮店
宮崎市一の宮町64-2
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社マルイチ 代表取締役 高木大
日向市江良町四丁目 110番地3
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐輪場の位置及び収容台数
- | | |
|-------------|------------|
| (変更前) 建物北東側 | 11台 (駐輪場①) |
| 建物北西側 | 17台 (駐輪場②) |
| 隔地駐車場側 | 6台 (駐輪場③) |
| 合計 | 34台 |
| (変更後) 建物北東側 | 11台 (駐輪場①) |
| 建物北西側 | 17台 (駐輪場②) |
| 隔地駐車場側 | 6台 (駐輪場③) |
| 合計 | 34台 |
- 4 変更の年月日
令和3年10月17日
- 5 変更する理由
駐輪場の配置変更のため
- 6 届出年月日
令和3年2月16日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
令和3年3月1日から令和3年7月1日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
- (2) 期間
令和3年3月1日から令和3年7月1日まで
- 9 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
-
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、高千穂町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。
令和3年3月1日
- 宮崎県知事 河 野 俊 嗣
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームワイド高千穂店
西臼杵郡高千穂町大字三田井字吾平原 403-2
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第2項の規定による届出

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更
令和2年10月23日

- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
令和3年3月1日から令和3年4月1日まで

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和3年度技能検定試験（前期）を次のとおり実施する。
令和3年3月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 実施職種
- (1) 1級及び2級
園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、仕上げ（金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業、FRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、表装（表具作業、壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）
- (2) 3級
園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、とび（とび作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）
- (3) 単一等級
路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカール工作業）
- 2 実施等級等
1級、2級、3級及び単一等級（各等級の実施職種は、1のとおりとする。）
- 3 技能検定試験の実施期日、実施場所等
- (1) 実技試験
ア 実施期日
実技試験は、令和3年6月7日（月曜日）から令和3年9

<p>月12日(日曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。</p> <p>イ 実施場所 実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。</p> <p>ウ 手数料 実技試験の手数料は、次のとおりとする。 全職種 18,200円 35歳未満の者が2級又は3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。 全職種 9,200円 35歳以上の高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。 全職種 12,100円 35歳未満の高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検場合の手数料は、次のとおりとする。 全職種 3,100円 上記に定める年齢は、当該技能検定の実施年度の4月1日における年齢とする。</p> <p>エ 問題の公表 実技試験問題は、令和3年5月31日(月曜日)以降に、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。</p> <p>(2) 学科試験 ア 実施期日 学科試験の実施期日は、次のとおりとする。</p>	<p>造物鉄工作业)、建設機械整備(建設機械整備作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、化粧フィルム工事作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、左官(左官作業)、畳製作(畳製作作業)</p> <p>園芸装飾(室内園芸装飾作業)、仕上げ(金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、タイル張り(タイル張り作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、表装(表具作業、壁装作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカール工事作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)</p> <p>令和3年9月5日(日曜日) 3級以外の職種</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>検 定 職 種</th> <th>実施期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>園芸装飾(室内園芸装飾作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、とび(とび作業)、造園(造園工事作業)、機械検査(機械検査作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)</td> <td>令和3年7月11日(日曜日) 3級の職種が対象</td> </tr> <tr> <td>造園(造園工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、とび(とび作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業、FRP防水工事作業)</td> <td>令和3年8月22日(日曜日) 3級以外の職種</td> </tr> <tr> <td>機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業)、鉄工(製作作業、構</td> <td>令和3年8月29日(日曜日) 3級以外の職種</td> </tr> </tbody> </table>	検 定 職 種	実施期日	園芸装飾(室内園芸装飾作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、とび(とび作業)、造園(造園工事作業)、機械検査(機械検査作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)	令和3年7月11日(日曜日) 3級の職種が対象	造園(造園工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、とび(とび作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業、FRP防水工事作業)	令和3年8月22日(日曜日) 3級以外の職種	機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業)、鉄工(製作作業、構	令和3年8月29日(日曜日) 3級以外の職種	<p>イ 実施場所 学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。</p> <p>ウ 手数料 全職種 3,100円 ※令和3年度前期技能検定(実技試験及び学科試験)は、今後の新型コロナウイルス感染症を巡る状況によっては中止又は延期となる場合がある。その際は、受検手数料は返還する。</p> <p>4 受検申請の手続 (1) 提出書類 ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。) イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し ウ 本人確認書類の写し 次の(ア)から(カ)までに掲げるいずれかの書類の写しであること。 (ア) 運転免許証、個人番号カード(個人番号が記載されている箇所を黒塗りすること。)、日本パスポート(写真欄)、住民票その他日本の官公庁が発行した身分証明書(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。) (イ) 特別永住者証明書 (ウ) 健康保険被保険者証 (エ) 生徒手帳又は学生証(氏名及び生年月日が確認できるものに限る。) (オ) 在留カード (カ) 外国パスポート(写真欄と日本国査証欄)</p> <p>(2) 提出先</p>
検 定 職 種	実施期日								
園芸装飾(室内園芸装飾作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、とび(とび作業)、造園(造園工事作業)、機械検査(機械検査作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)	令和3年7月11日(日曜日) 3級の職種が対象								
造園(造園工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、とび(とび作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業、FRP防水工事作業)	令和3年8月22日(日曜日) 3級以外の職種								
機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業)、鉄工(製作作業、構	令和3年8月29日(日曜日) 3級以外の職種								

宮崎県職業能力開発協会

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

(3) 受付期間

令和 3 年 4 月 5 日 (月曜日) から令和 3 年 4 月 16 日 (金曜日) まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙及び受検案内は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課、県立産業技術専門校及び宮崎県職業能力開発協会において交付する。

イ 本人確認書類の写しを申請書裏面貼付欄に貼り付けること。

ウ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、申請書を郵送する場合は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

エ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面の写しを申請書に添えて提出すること。

5 手数料の納付方法等

(1) 実技試験の手数料の額 (18,200円。ただし、減免の対象となる者が実技試験を受検する場合は 3 に掲げる額。) 及び学科試験の手数料の額 (3,100円) の領収証を申請書に添えて納付すること。

(2) 手数料は、銀行振込により納入すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

(4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、宮崎県職業能力開発協会が合格発表日後に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、3 級については令和 3 年 8 月 27 日 (金曜日) に、その他については令和 3 年 10 月 1 日 (金曜日) に県庁本館前掲示板及び県庁 HP に公示する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1 級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2 級及び 3 級の技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。

また、このほか、厚生労働大臣から 1 級の技能検定の合格者には 1 級技能士章を、2 級の技能検定の合格者には 2 級技能士章を、3 級の技能検定の合格者には 3 級技能士章を、単一等級の技能検定の合格者には単一等級技能士章をそれぞれ交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

所在地 宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号 (県庁 8 号館 3 階)

電 話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

電 話 0985 (58) 1570

職業能力開発促進法 (昭和 44 年法律第 64 号) 第 46 条第 2 項の規定により、令和 3 年度技能検定試験 (随時実施 2 級) を次のとおり実施する。

令和 3 年 3 月 1 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 実施職種

さく井 (パークッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業)、鍛造 (ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)、機械加工 (普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業)、鉄工 (構造物鉄工作業)、建築板金 (内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金 (機械板金作業)、めっき (電気めっき作業)、仕上げ (治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査 (機械検査作業)、電子機器組立て (電子機器組立て作業)、電気機器組立て (配電盤・制御盤組立て作業)、冷凍空調和機器施工 (冷凍空調和機器施工作業)、ニット製品製造 (靴下製造作業)、婦人子供服製造 (婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造 (紳士既製服製造作業)、寝具製作 (寝具製作作業)、帆布製品製造 (帆布製品製造作業)、布はく縫製 (ワイシャツ製造作業)、家具製作 (家具手加工作業)、建具製作 (木製建具手加工作業)、プラスチック成形 (射出成形作業、インフレーション成形作業)、パン製造 (パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造 (ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、建築大工 (大工工事作業)、かわらぶき (かわらぶき作業)、とび (とび作業)、左官 (左官作業)、タイル張り (タイル張り作業)、配管 (建築配管作業)、型枠施工 (型枠工事作業)、鉄筋施工 (鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工 (コンクリート圧送工事作業)、防水施工 (シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工 (保温保冷工事作業)、表装 (壁装作業)、塗装 (建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装 (工業包装作業)

2 実施等級等

1 に掲げる職種の実施等級は 2 級とし、技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 受検資格

随時実施 2 級の技能検定を受検できる者は、1 に掲げる職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第 47 条第 1 項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令 (平成 29 年厚生労働省令第 57 号) 第 1 条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則 (昭和 44 年労働省令第 24 号) 第 61 条第 1 項の基礎 1 級若しくは基礎 2 級の技能検定及び当該検定職種に係る 3 級の実技試験に合格した者とする。

4 技能検定試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、令和 3 年 4 月 1 日 (木曜日) から令和 4 年 3 月 31 日 (木曜日) までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 18,200円

<p>エ 問題の公表 実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。</p> <p>(2) 学科試験 ア 実施期日 学科試験は、令和3年4月1日（木曜日）から令和4年3月31日（木曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。</p> <p>イ 実施場所 学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。</p> <p>ウ 手数料 全職種 3,100円</p> <p>5 受検申請の手続 (1) 提出書類 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）</p> <p>(2) 提出先 宮崎県職業能力開発協会</p> <p>(3) 受付期間 令和3年4月1日（木曜日）から令和4年3月31日（木曜日）まで</p> <p>(4) 受検申請に関する注意事項 ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会に交付する。 なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（宛先を明記し、140円切手を貼ったもの）を同封すること。 イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。</p> <p>6 手数料の納付方法 (1) 実技試験の手数料の額（18,200円）及び学科試験の手数料の額（3,100円）の領収証を申請書に添えて納付すること。 (2) 手数料は、銀行振込で納付すること。 (3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。 (4) 申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。</p> <p>7 合格の発表等 実技試験又は学科試験の可否通知 (1) 実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。 (2) 技能検定合格証書の交付 随時実施2級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。</p> <p>8 その他 前期及び後期における2級技能検定と随時実施における2級技能検定は、同等のものであるが、随時実施2級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定を目的とする。 なお、随時実施2級の技能検定について、試験を行わない職種（免除資格者に対するものなど）もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。</p>	<p>宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課 所在地 宮崎市橋通東2丁目10番1号（県庁8号館3階） 電 話 0985（26）7107 宮崎県職業能力開発協会 所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3 電 話 0985（58）1570</p> <hr/> <p>職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和3年度技能検定試験（随時実施3級）を次のとおり実施する。 令和3年3月1日 宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p> <p>1 実施職種 さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、ニット製品製造（靴下製造作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（段ボール箱製造作業）、プラスチック成形（射出成形作業、インフレーション成形作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）、工業包装（工業包装作業）</p> <p>2 実施等級等 1に掲げる職種の実施等級は3級とし、技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。</p> <p>3 受検資格 随時実施3級の技能検定を受検できる者は、1に掲げる職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第61条第1項の基礎1級若しくは基礎2級の技能検定に合格した者とする。</p> <p>4 技能検定試験の実施期日、実施場所等 (1) 実技試験</p>
---	--

ア 実施期日

実技試験は、令和3年4月1日(木曜日)から令和4年3月31日(木曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 18,200円

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験は、令和3年4月1日(木曜日)から令和4年3月31日(木曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

令和3年4月1日(木曜日)から令和4年3月31日(木曜日)まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(宛先を明記し、140円切手を貼ったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

6 手数料の納付方法

(1) 実技試験の手数料の額(18,200円)及び学科試験の手数料の額(3,100円)の領収証を申請書に添えて納付すること。

(2) 手数料は、銀行振込で納付すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

(4) 申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

7 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の可否通知

実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

随時実施3級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。

8 その他

前期及び後期における3級技能検定と随時実施における3級技能検定は、同等のものであるが、随時実施3級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定を目的とする。

なお、随時実施3級の技能検定について、試験を行わない職種(免除資格者に対するものなど)もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

所在地 宮崎市橋通東2丁目10番1号(県庁8号館3階)

電話 0985(26)7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電話 0985(58)1570

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、令和3年度技能検定試験(基礎級)を次のとおり実施する。

令和3年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 実施職種

さく井(パーカッション式さく井工作業、ロータリー式さく井工作業)、鍛造(ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業)、鉄工(構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業、ダクト板金作業)、工場板金(機械板金作業)、めっき(電気めっき作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(配電盤・制御盤組立て作業)、冷凍空調機器施工(冷凍空調機器施工作業)、ニット製品製造(靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(段ボール箱製造作業)、プラスチック成形(射出成形作業、インフレーション成形作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工作業)、防水施工(シーリング防水工作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工作業、カーペット系床仕上げ工作業、鋼製下地工作業、ボード仕上げ工作業)、熱絶縁施工(保温保冷工作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装(工業包装作業)

2 実施等級等

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、令和3年4月1日（木曜日）から令和4年3月31日（木曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 18,200円

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験は、令和3年4月1日（木曜日）から令和4年3月31日（木曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

令和3年4月1日（木曜日）から令和4年3月31日（木曜日）まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会に交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（宛先を明記し、140円切手を貼ったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便又はそれと同等の手段とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

5 手数料の納付方法

(1) 実技試験の手数料の額（18,200円）及び学科試験の手数料の額（3,100円）の領収証を申請書に添えて納付すること。

(2) 手数料は、銀行振込で納付すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

(4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の可否通知

実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

基礎級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。

7 その他

基礎級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定を目的とする。

なお、基礎級の技能検定について、試験を行わない職種（免除資格者に対するものなど）もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課

所在地 宮崎市橘通東2丁目10番1号（県庁8号館3階）

電話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電話 0985 (58) 1570

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、竹山夷守土地改良区（小林市）が解散した。

令和3年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、竹山夷守土地改良区（小林市）の清算人の就任について次のとおり届出があった。

令和3年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した清算人

氏名	住所
松山次春	小林市細野4379番地5
上竹功	小林市細野4869番地
高岩清正	小林市細野4933番地
眞方幸雄	小林市細野5305番地2
山波軍發	小林市細野5376番地12
梯良一	小林市細野5099番地
山下英則	小林市細野5146番地7

漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第28条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第4条第7項の規定により、宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のように変更した。

令和3年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(1) 本県の水産業は、生産量で全国第13位、生産額で全国第14位（平成30年）の漁獲実績を示している。県内においては、地域

的に水産業を中核とした関連産業が発達した地域があり、重要な産業となっている。

- (2) また、本県にとって水産業は、宮崎県総合計画（未来みやざき創造プラン）の中でも重要な位置付けであり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- (3) 本県水域は、日向灘沖を黒潮が流れ、沿岸には豊後水道からの内海系水が南下しており、黒潮周辺海域では黒潮に乗って回遊する魚類の、沿岸域では浮魚類あるいは根付け資源等の好漁場が形成されている。
- (4) 我が国周辺水域における漁業資源の水準については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源もみられ、本県海域における海洋生物資源も低水準、減少傾向にあるものが多くみられる。
- (5) 今後ともこのような状況が継続すれば、県民及び国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- (6) このため、従来も種苗放流、漁業の管理等を通じた資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであるが、更に海洋資源の適切な保存及び管理を図るため、法第3条第1項の基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について、適切な管理措置を講じることとする。
なお、くろまぐろに関する本県の保存管理措置については、別に定める。
- (7) また、宮崎県における水産資源の利用及び管理に関する基本方針に基づき、水産資源の利用及び管理を推進することとする。
- (8) その他、漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第1種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めるものとする。
- (9) さらに、海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制（法第13条第2項に規定する協定を締結することにより、海洋生物資源の保存及び管理を図ることをいう。以下同じ。）の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。
- (10) なお、本県における漁獲可能量においては、他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの管理の対象となる期間及び知事管理量は、下表のとおりとする。

第1種特定海洋生物資源の 期間別に定め る数量	令和元年 (平成31年)		令和2年	
	まさば及びごまさば	34,000トン	18,000トン	
	まいわし	65,000トン	75,000トン	
	まあじ	若干	若干	

(注1) 「令和元年(平成31年)」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和元年7月から令和2年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成31年1月から令和元年12月までである。「令和2年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和2年7月から

令和3年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては令和2年1月から令和2年12月までである。

(注2) 農林水産大臣から留保枠の配分があり、知事管理数量が変更された場合には、上記に掲げる数量(留保枠を設定した場合は留保した数量を含む。)は、当該配分を反映した数量に変更する。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、採捕の種類別及び期間別に定める数量は、下表のとおりとする。

なお、海域別の数量は、定めない。
また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

採捕の種類	中型まき網漁業及び小型まき網漁業		
		令和元年 (平成31年)	令和2年
第1種特定海洋生物資源の 期間別に定め る数量	まさば及びごまさば	33,092トン	17,520トン
	まいわし	64,578トン	74,700トン
	まあじ	若干	若干

(注1) 「令和元年(平成31年)」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和元年7月から令和2年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては平成31年1月から令和元年12月までである。「令和2年」の管理の対象となる期間は、まさば及びごまさばにあっては令和2年7月から令和3年6月まで、それ以外の第1種特定海洋生物資源にあっては令和2年1月から令和2年12月までである。

(注2) 農林水産大臣から留保枠の配分があり、2に定める知事管理数量が変更された場合には、これらの第一種特定海洋生物資源の種類ごとの変更後の知事管理量から留保枠を除いた数量に、それぞれ次の割合を乗じて得た数量(端数は切り上げる)に変更する。

- まさば及びごまさば： 97.33%
- まいわし： 99.60%
- まあじ： 77.83%

4 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まいわし】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制の普及及び定着を図ることとし、海洋生物資源の採捕の数量等の報告に関する規則(平成8年宮崎県規則第53号。以下「規則」という。)の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあっては、まいわしの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まさば及びごまさば】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制の普及

及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、漁獲実績が配分量以下となるよう指導することとする。

また、原則として現在のまき網漁業許可隻数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあつては、まさば及びごまさばの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

【まあじ】

中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとし、規則の規定に基づき漁獲実績の報告を求め、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の実績程度となるよう努めることとする。

なお、定置漁業、小型定置網漁業等にあつては、まあじの採捕実績が極めて微少であるため、今回割当てを行っていないが、現状の漁獲努力量を著しく増加させることがないよう努め、漁獲実績が従来程度となるよう努めることとする。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実・強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

6 指定海洋生物資源の保存及び管理に関する事項

本県においては該当なし

宮崎県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の別に定めるくろまぐろについて

1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- (1) 本県においてくろまぐろは、主にひき縄漁業や釣り漁業、定置漁業などにより漁獲されている。その中であつて、同資源の保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図るために、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業実態に応じた適切な管理措置を講じる。
- (2) また、本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期にその是正措置を講じるものとする。
- (3) さらに、管理を適切に行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、国又は関係都道府県との連携の下、本県水産試験場の資源調査体制の充実強化を図る。
- (4) これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図るため、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者によ

る自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

2 くろまぐろの漁獲可能量について宮崎県の知事管理量に関する事項

第6管理期間（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）におけるくろまぐろの知事管理量は、次の表のとおりである。

区 分	知事管理量	留保する量
30キログラム未満のもの（以下「小型魚」という。）	26.9トン	うち 1.3トンを本県の留保とする
30キログラム以上のもの（以下「大型魚」という。）	36.3トン	うち 1.5トンを本県の留保とする

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、上表の本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量と同等に、上表の本県の知事管理量に変更されることとなる。

また、次の(1)及び(2)により知事管理量に変更があつた場合には、その内容を公表するものとし、当該公表がなされた場合は、上表の知事管理量は公表内容を反映した数量とする。

- (1) くろまぐろの配分量の融通に関する実施要領に係る変更があつた場合
- (2) 国の留保する量から本県の知事管理量へ追加配分があつた場合

3 くろまぐろの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別又は期間別の数量に関する事項

(1) 採捕の種類別の割当量について

2に掲げる知事管理量の小型魚及び大型魚における採捕の種類別に定める割当量は、次の表のとおりとする。

採捕の種類	小型魚	大型魚
本県の漁船漁業等の割当量	18.3トン	30.8トン
本県の定置漁業の割当量	7.3トン	4.0トン

(注) 漁船漁業等とは、定置漁業以外の漁業をいう。

(2) 採捕の種類別の数量を期間別の数量に分けた割当量について
(1)に掲げる小型魚及び大型魚における採捕の種類別の割当量を期間別に分けて定める割当量は、次の表のとおりとする。

なお、各期間別の未消化数量については、全数量を次の期間へ充当し、各期間別の超過数量については、全数量を次の期間から差し引くことを基本とする。

採捕の期間	漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量	18.3トン	7.3トン
(小型魚)	うち 4月～6月	3.1トン
	7月～9月	1.3トン
	10月～12月	2.0トン
	1月～3月	11.9トン
3.4トン		

採捕の期間	漁船漁業等	定置漁業
本県の採捕の種類別の割当量	30.8トン	4.0トン
(大型魚)	うち 4月～9月	18.4トン
	10月～3月	12.4トン
	2.0トン	

融通の取組や国の留保する量からの追加配分等により、変更があつた場合には、その内容を公表するものとし、当該公表がなされた場合は、上表の採捕の種類別及び採捕の期間別の割当

量は公表内容を反映した数量とする。この場合において、採捕の種類別の割当量への配分については、当該数量は原則として、当初の割当量の比率で配分し、採捕の期間別の割当量への配分については、変更を行った日の属する期間別の割当量に全数量を配分する。

また、本県の採捕の数量が採捕の種類別又は期間別の割当量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、小型魚と大型魚の別に定めた採捕の種類ごと又は期間ごとに法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

① 各漁業協同組合は、急激な採捕の積み上げに備え、小型魚及び大型魚の別に次に掲げる報告基準に該当する場合は、土日祝祭日を問わず速やかに県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

採捕の種類	報告基準
漁船漁業等	割当量の8割を消化するまで 1日1隻当たり100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1隻当たり50キログラムを超える量の採捕
定置漁業	割当量の8割を消化するまで 1日1か統当たり100キログラムを超える量の採捕 割当量の8割を超えて消化した場合 1日1か統当たり50キログラムを超える量の採捕

② ①の県への一報は、次に掲げる流れにより行うものとする。

ア 漁業者の段階

漁業者は、①の数量の漁獲があった場合、当日中に当該漁業者が所属する漁業協同組合（以下「所属漁業協同組合」という。）に採捕の数量報告を行う。

イ 漁業協同組合の段階

所属漁業協同組合は、①の該当事案を認めた場合、県水産政策課へ電話連絡を行うとともに、管内の他の漁業者に対し同様の事例の有無を確認し、その有無についても県水産政策課へ電話連絡を行う。

また、県は、①の事案について、県内の全ての漁協に注意喚起のため、FAX連絡を行うこととする。

③ ①の緊急報告による急激な採捕があった場合に直ちに当該関係漁業者が取り組む緊急の管理措置は、次表のとおりとする。

また、県は、当該採捕の数量報告を受けた場合、次表の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
漁船漁業等	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡を行う。 本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業の自粛、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。
定置漁業	当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡を行う。

本県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体の放流、漁業協同組合の荷受け自粛を行う。

(注) 急激な採捕が小型魚のみの場合は小型魚のみを対象として管理措置を実施し、大型魚のみの場合は大型魚のみを対象として管理措置を実施することとする。

④ 県は、小型魚及び大型魚の別に1日1トンを超える採捕の数量報告があった場合は、当該採捕の数量を国に報告する。

(2) 採捕の数量の公表等について

県は、法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、2又は3の数量（留保の数量を含む。）の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。

(3) 早期是正措置について

県は、(2)の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする次に掲げる早期是正措置を管内の漁業者等に対し講じるものとする。

① 漁船漁業等（小型魚及び大型魚）

ア 割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1隻当たり80キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。
- ・漁業者は、生存個体を放流する。

・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1隻当たり40キログラムを超える量の採捕があった場合には、漁場移動を行う等により、くろまぐろの漁獲を回避する。
- ・漁業者は、生存個体を放流する。

・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、くろまぐろを漁獲することを目的とした操業を自粛する。
- ・漁業者は、くろまぐろの採捕をやむを得ない混獲のみとする。
- ・漁業者は、生存個体を全て放流する。

・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

② 定置漁業（小型魚及び大型魚）

ア 割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1か統当たり80キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を助言する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

イ 割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、1日1か統当たり40キログラムを超える採捕のおそれがある場合には、生存個体を放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を指導する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

ウ 割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき

- ・漁業者は、くろまぐろの入網がないことを確認し、網起こしを行う。
- ・漁業者は、くろまぐろの入網がある場合には、生存個体を全て放流する。
- ・県は、これらの措置の実施を勧告する。併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(4) 遊漁 (遊漁者及び遊漁船業者) の管理について

- ① 県は、管内の漁船漁業等を営む漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、県は、国に対し、当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- ② 特に、プレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、県は、国と協力しつつ、各釣り団体のホームページやテレビ等の媒体を通じ、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

- (1) 第2管理期間における小型魚の超過分の差し引き等について
第2管理期間の超過量については、差し引きがない場合の漁獲枠の2割 (2.9トン) を上限として9年間にわたって分割して差し引くこととしているが、前管理期間の未消化数量については、次管理期間以降の差し引き分に充当する。

表1 第2～第6管理期間の小型魚の超過、差し引き及び充当数量の表

第2管理期間の超過量合計	第3～第5管理期間期首における差し引き済み数量	第6管理期間期首の差し引き数量	第6管理期間期首における第2管理期間超過量残高
24.5トン	8.6トン	2.9トン	13.0トン

(2) 採捕の停止命令について

- ① 本県の採捕の数量が2の知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ② 本県の採捕の数量が3の採捕の種類別又は期間別の数量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- ③ 遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令 (法第10条関係) が出された場合は、本県の水面での遊漁者も命令対象者であり、管内の漁船漁業等を営む漁業者に対し管理の取組を指導した場合は、同様の指導を行う。

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南那珂農林振興局長から、次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 作業の種類
公共測量 (確定測量図作成)
- 2 作業地域
串間市大字南方
- 3 作業終了日
令和3年1月7日

建築士法 (昭和25年法律第 202号) 第13条の規定により、令和3年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の6第1項の規定により指定した宮崎県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和3年3月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 試験の日時

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	令和3年7月4日 (日曜日) 午前10時10分から午後5時20分まで	令和3年9月12日 (日曜日) 午前11時00分から午後4時00分まで
木造建築士試験	令和3年7月11日 (日曜日) 午前10時10分から午後5時20分まで	令和3年10月10日 (日曜日) 午前11時00分から午後4時00分まで

2 試験の場所

試験の区分	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	宮崎市霧島1丁目1番地1 JAアズムホール	宮崎市霧島1丁目1番地1 JAアズムホール
木造建築士試験	宮崎市霧島1丁目1番地1 JAアズムホール	宮崎市霧島1丁目1番地1 JAアズムホール

3 受験申込

受験申込は、原則として次のとおりインターネットにより行うものとする。

なお、インターネットによる受験申込を行うことができない正当な理由がある場合は、令和3年4月7日 (水曜日) までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部 (電話03-6261-3310) まで問い合わせること。

申込サイト	受付期間及び受付時間
公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (https://www.jaeic.or.jp/)	令和3年4月1日 (木曜日) 午前10時から令和3年4月15日 (木曜日) 午後4時まで

4 受験手数料

18,500円

5 その他

その他の詳細については、宮崎県県土整備部建築住宅課 (電話0985-26-7195)、公益財団法人建築技術教育普及センター九州支部 (電話092-471-6310) 又は一般社団法人宮崎県建築士会 (

電話0985-27-3425) まで問い合わせること。

--	--